

岡山県立岡山西支援学校 いじめ防止基本方針

平成31年度

いじめに関する現状と課題

- ・施設生や複雑な家庭環境による生活基盤の弱い児童生徒が多く、二次障害を生じている児童生徒もおり、情緒面・精神面において十分留意した指導を必要とする児童生徒が多い。
- ・他者への関わり方への不器用さやコミュニケーション能力の不足などから、自分の意図や思いを適切に相手に伝えることが難しく、集団参加や人とのかわりについて、配慮を要する児童生徒が多い。
- ・不登校経験のある児童生徒や、成就経験の不足から自己肯定感が低く、活動や他者との関わりにおいて、自信の持てない児童生徒がいる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教師の認識を高める取り組みや、悩み調査を実施する取り組み、綿密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。
- ・児童生徒一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進するとともに、困ったことやいやなことを、自分から表出できる力を培う。
- ・早期発見・早期解決のために、児童生徒の小さな変化を見逃さないように、日常的な観察を丁寧に行うとともに、家庭や施設との連携を深め、気づいたことを共有し、見守る。
- ・いじめによる重大事態及び緊急な生徒指導上の問題が発生したときは、組織的、実効的に対応するためにいじめ対策委員会を活用する。また、学校内だけでなく児童相談所、発達障害者支援センターなどの関係機関や専門家等と協力・連携して、解決にあたる。

保護者・地域との連携
<連携の内容> ・連絡帳や電話、懇談等を通して保護者や施設職員との情報交換に努め、児童生徒のニーズを共有し、協力体制を構築する。 ・地域社会との交流を深め、信頼と協調を得るように努める。 ・HPや通信等を通して情報を発信する。 ・学校警察連携協議会との連携

学 校
いじめ対策委員会
<対策委員会の役割> ●いじめ防止基本方針に伴うPDCAサイクルの管理 <対策委員会の開催回数> ●各学期1～2回 <構成メンバー> ○校外：PTA会長・学校評議員・学校医のうち校長が委嘱する者・スクールカウンセラー等 ○校内：校長・副校長・各教頭・主幹教諭・生徒指導主事・人権担当・保健主事・該当教務主任・特別支援教育・コーディネーター・養護教諭
全教職員

関係機関との連携
<連携機関名> ●県教育委員会（特別支援教育課） <連携の内容> ●ネットパトロールによる監視及び対処等の相談助言 <学校側の窓口> ●副校長 <連携機関名> ●岡山西警察署 中仙道交番 <連携の内容> ●地域情報や周辺学校の情報交換

学校が実施する取り組み

① いじめの防止	○教育活動 ・わかる授業づくりを通して、自己有用感や成就感を感じられる体験を積み重ねていくことで、自尊感情を高める支援をしていく。 ・全ての児童生徒が安心でき、周囲の人との関わりを深め、お互いを思いやり、尊重し合う人間関係づくりをしていく ・相手の意図の受け入れ、自分の意図の表出ができる力の育成と、人との関わりやすさやうれしさを実感できる体験活動を推進する。 ・教育活動全般を通して、命やお互いの人権を守ることの大切さについての指導内容を計画的に盛り込む。 ・教職員の不適切な認識・行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導には細心の注意を払う。 ○研修 ・児童生徒の人権について教職員の理解と認識を深め、資質と指導力の向上を図るための研修会を実施するとともに、日常の会議等においても関連する資料等をもとに職員の啓発を図る。 ・保護者の人権意識の高揚を図り、人権問題への理解と認識を深めるとともに、子どもとの関わりにおいての大切な視点についての研修会を実施する。
② 早期発見	・いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関等と連携し情報を共有した指導にあたる。 ・日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、気になる様子については、職員間で情報交換を密にする。 ・定期的な教育相談や悩み調査、教師から積極的に声をかけて気楽に相談できるような場面づくりを心掛け、児童生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。 ・連絡帳や電話等を通して、保護者や施設職員とこまめに児童生徒についての情報交換を行う。 ・学校自己評価アンケートにいじめの項目を設定する。 ・こころの健康相談、精神科検診によって児童生徒の悩みの把握をする。
③ いじめへの対処	・いじめが発生したと確認された場合は、いじめ対策委員会を中心にして、情報の収集・外部機関対応など迅速かつ組織的な対応を行う。 ・いじめ問題が起きたときは家庭や施設との連携を更に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。 ○いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒について ・いじめを受けた生徒がいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保をする。 ・いじめを受けた生徒に、今後の学校生活の安心安全を確約するとともに、気持ちに寄り添い、支える体制をつくることで心理的ケアを行う。 ○加害児童生徒について ・児童生徒の心情として、いじめている事実をはっきり言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。 ・いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、いじめに至る過程を分析し、生徒に合わせた支援計画を立てる。 ・児童生徒が「何がしたかったのか」「どう伝えたかったか」等の思いや、児童生徒の問題行動をその場面だけで見るとはならず、行動のつながりを考え今後の指導を検討する。 ・指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、子ども総合相談所、県教育委員会等と連携して対応する。